

日本の森を育てる木づかい推進緊急総合対策事業（継続） ～間伐材等木材利用ビッグバンをめざして～

1. 趣旨

地球温暖化防止を図るため、京都議定書においては、先進国全体の温室効果ガス排出量を削減する数値目標を定めており、その内訳として我が国は1990年比で6%削減することを国際的に約束している（平成17年2月発効）。

この国際公約である6%の約2/3に当たる3.9%については、国内の森林により吸収することと規定されており、これを実現させるためには、多くの消費者や企業が間伐材等の木材を利用した製品を実際に購入し、森林整備に必要な資金が山へ還流されていくことが必要である。

しかしながら、最近の地域材需給量は17百万m³前後で低調に推移しており、間伐をはじめとする森林整備意欲が減退している状況にある。

このため、従来から取り組んできた木材産業の構造改革や木材利用の推進の取組に加えて、消費者や企業の間伐材をはじめとする地域材に対するこだわりを急速に高めるとともに、こだわりを持った消費者や企業を間伐材等地域材の実需に結びつけていく仕組みの構築が必要不可欠である。

さらに、我が国がヨハネスブルグサミットで提唱し、平成15年末に国連総会で採択された「国連持続可能な開発のための教育の10年」が平成17年からスタートし、我が国における循環型社会の実現に不可欠な資材である木材について、幅広い国民の認識の深化・定着に緊急に取り組むことが国際的に見ても重要な課題となっている。

こうしたことを踏まえ、京都議定書に基づく第2ステップについては、国際公約を果たすという観点から、短期間で効率的に間伐材をはじめとする地域材が幅広い層からの実需に結びつくような取組を推進するものとする。

2 事業内容

(1) 木へのこだわり強化事業

木材産業が地球温暖化防止やエコ調達に取り組むNPOや経済団体等と連携しつつ、間伐材をはじめとする地域材を活用した様々な製品の実需に結びつくように、

- ①日本の森を育てる木づかいキャンペーン活動
 - ②企業のグリーン調達部門を対象としたセミナー活動
 - ③エコ消費活動グループと連携した情報発信
- 等を総合的に実施。

(2) 森林を育む木の住まい普及推進事業

木材産業が住宅産業や間伐材等地域材を活用した家づくりに取り組むNPO等と連携しつつ、間伐材等地域材を活用した住宅建築の実需に結びつくように、

- ①消費者セミナーやフェアの開催
 - ②消費者が直接情報を入手できるアクセスポイントの整備
- 等を総合的に実施。

(3) 間伐材等地域材実需拡大支援事業

間伐材をはじめとする地域材の需要が伸び悩んでいる分野において、障害となっている問題点の解消により間伐材等地域材の実需に結びつくように、

- ①間伐材を活用した住宅設計
 - ②木質ペレットの規格化
- 等を実施。

3. 事業主体	中央木材関係団体
4. 補助率	定額、1/2
5. 事業実施期間	平成17年度～19年度
6. 平成18年度概算決定額	180,000千円(200,000千円)

(林野庁木材課)

日本の森を育てる木づかい推進緊急総合対策事業



目の前には間伐材など木材の需要。でも、売れる製品にするには、もうひと工夫

消費者の望む製品を使いやすく提供

市場性 UP

間伐材等地域材実需拡大支援事業

- 木質ペレットの規格化 $x \times kcal$ $\Delta \Delta kg/m^3$ $\circ \circ mm$ $\Delta \circ \circ mm$
- 間伐材を活用した住宅設計

木造住宅

木製家具

木質ペレット

企業調達品

木造住宅

木製家具

木質ペレット

企業調達品

家庭日用品

森林を育む木の住まい普及推進事業

- 消費者セミナーや住宅フェアの開催
- 消費者の五感に訴え情報提供を行う「街角木ポイント」の整備

木へのこだわり強化事業

- 木づかいキャンペーンの全国展開
- 企業向けセミナーの開催
- エコ消費活動グループと連携した情報発信

実需 UP

実需 UP

よし、間伐材も使った住宅を注文！

よし、間伐材を日常的に使うぞ！

木材を使うと森林破壊？
間伐材ってなに？ エコ商品なの？

間伐材って面白そう。でも、どんな商品があるの？

木づかいヒックガバ!

木へのこだわり強化事業（継続）

1. 趣旨

地球温暖化防止に向けて森林整備の適切な推進を図っていくためには、間伐材をはじめとする地域材の利用によって森林整備に必要な資金が山へ環流されていくことが重要であることについて国民的理解を促進する必要がある。このため、これらの間伐材等地域材へのこだわりをもった企業や消費者等がそれぞれの立場で実施できる取組みの具体的な提案（例えば、企業活動における間伐紙の使用や、間伐材を利用した紙製飲料容器を用いた商品の購入）等により、間伐材等の地域材の実需を高める取組を推進する。

なお、この取組みは『木づかい総合対策ステアリング・コミッティー』を通じて一体的に実施する。

2. 事業内容

（1）日本の森を育てる木づかいキャンペーン活動

間伐材をはじめとする地域材に対する関心のある層の消費行動を地域材の実需に直結させる働きかけや、新規大規模需要につながる無関心層の掘起しを行うため、間伐材等の地域材を利用する意義の浸透を図る大々的なキャンペーン活動等をNPO等と連携しつつ著名人なども活用し、全国的に実施する。

（2）企業のグリーン調達部門を対象としたセミナー活動

企業に対し間伐材をはじめとする地域材を原料に含む製品の調達への理解を促し、この取組が企業イメージのアップにつながるという社会的な認知を高めるため、企業の調達担当者等に対し、間伐材等の地域材の利用意義やこれらを原料とする製品を取り入れている優良事例等について、全国の主要都市等において説明会や相談会を開催する。

（3）エコ消費活動グループと連携した情報発信

リサイクル等の環境に優しい消費行動を推進するNPO等の民間団体の普及活動が、一般消費者の消費行動やスーパーマーケット等の小売活動に与える効果は大きいと考えられるため、間伐材をはじめとする地域材を原料とする製品の選択的消費性向を高めるための普及ツールの作成や地域における普及活動への支援を実施する。

3. 事業実施主体

（財）日本木材総合情報センター

4. 補助率

定 額

5. 事業実施期間

平成17年度～平成19年度（3年間）

6. 平成18年度概算決定額

90,000千円（100,000千円）

（林野庁木材課）

森林を育む木の住まい普及推進事業（継続）

～ここまで使える間伐材～

1. 趣旨

地球温暖化防止・循環型社会を実現するためには、木材需要の大宗を占める住宅部門における間伐材等地域材の利用を推進することが重要となっている。

しかしながら、間伐材等地域材を活用した住宅建築の大宗を担う地域の大工・工務店等は零細であるため、地元における地縁・血縁等に頼った広報活動に止まっており、需要の大半が集中する都市部においては、住宅を購入しようとする一般消費者が間伐材等地域材を活用して家を建てようとしても、これらに関する情報は入手しにくく、そうした材料を用いた住宅資材が選択肢に入りにくい状況にある。また、このような情報不足から、そもそも間伐材が住宅でも利用できること、間伐材等の地域材を活用した住宅が森林整備に貢献すること等も認識されていない。

このため、木材産業と住宅産業、間伐材等地域材での家づくりを普及するNPO等との連携により、「ここまで使える間伐材」をキーワードとした消費者セミナーやフェアの開催、消費者の五感に訴えるアクセスポイント「街角木ポイント」の整備等、消費者に直接働きかけるPR活動を総合的に実施する。

2. 事業内容

(1) 販売促進支援事業

首都圏を中心に間伐材等地域材を活用した住宅に興味を持った消費者に対し、木材産業と住宅産業、NPO等が連携して実施する消費者セミナーや、こうした住宅を供給するグループや企業が消費者に直接PRするフェアの開催等を行う。

(2) 情報提供事業

首都圏を中心に、より身近な場所で体験しながら理解を深めるよう、材木商等の持つ「地域の工務店・製材業とのつながり」、「地域材の知識」等を活用して、消費者が間伐材をはじめとする地域材や木造住宅についての情報を常時入手できる「街角木ポイント」を整備し、間伐材等地域材を材料とする木工教室や、工務店や産地と連携した間伐材をはじめとする木材利用ノウハウの勉強会の開催等、消費者が間伐材等の地域材を直接見る、触れる、加工する機会を提供する。

3. 事業実施主体 (社) 全国木材組合連合会

4. 補助率 定額、1/2

5. 事業実施期間 平成17年度～19年度（3年間）

6. 平成18年度概算決定額 43,000千円（50,000千円）
(1) 34,900千円（41,000千円）
(2) 8,100千円（9,000千円）

(林野庁木材課)

間伐材等地域材実需拡大支援事業（継続）

1 趣 旨

国内の人工林について間伐の推進を図るためには、間伐材をはじめとする地域材の利用を拡大することが喫緊の課題である。

しかしながら、間伐材等地域材を活用した製品について、その生産や利用に関する基本的な技術はすでに実用化されているにもかかわらず、性能や利用方法等についての情報提供が不十分であるために需要が伸び悩んでいる分野が見られる。

このため、そのような問題点の解消によって間伐材等地域材の需要拡大に結びつくと思われる分野について、短期間に効果の期待できる取組を推進し、もって地球温暖化の防止、循環型社会の実現の推進にも資するものとする。

2 事業内容

(1) 間伐材を活用した住宅設計の開発

間伐材を多用することを前提として設計提案を募集し、性能、デザイン、コスト、施工性等の面で優れたものの選定、構造強度等の検証、技術基準の作成等を行うとともに、その普及を推進する。

(2) 木質ペレット利用推進対策

未利用間伐材等を原料とする木質ペレットのより一層の普及を進めるため、木質ペレットと利用装置との適応性の調査や、木質ペレットの規格化を進めるとともに、木質ペレットを使用する意義等についての普及活動を実施する。

3 事業実施主体 (財) 日本住宅・木材技術センター

4 補 助 率 定額

5 事業実施期間 平成17年度～平成19年度（3年間）

6 平成18年度概算決定額 47,000千円（50,000千円）
(1) 14,100千円（15,000千円）
(2) 32,900千円（35,000千円）

(林野庁木材課)